

令和2年5月28日
相模原市発表資料

ハラスメント相談窓口の受付時間の拡大について

改正労働施策総合推進法等が施行されることに伴い、事業主にパワーハラスメント防止対策等が義務付けられることなどを踏まえ、本市におきましても、職員がより相談しやすい環境を確保するため、ハラスメント相談窓口の受付時間を次のとおり拡大しますので、お知らせします。

今後、ハラスメント相談窓口の更なる充実を図るなど、一層のハラスメント防止対策を推進してまいります。

【開始時期】令和2年6月1日(月)から

【受付時間】

< 現行 >

平日：午前8時30分から午後5時まで



< 拡大後 >

平日：午前8時30分から午後8時まで

休日：第2・第4土曜日 正午から午後8時まで

以上

【問い合わせ先】

コンプライアンス推進課
電話 042-707-7040(直通)
対応責任者 渋谷